平成 28 年度秋学期　国際私法　学期末試験問題

模範解答

問題 1　以下の文章内の空欄に適語を入れなさい。なお、同じ語が入る箇所もある。

X と Y は － A 国の国籍を有している。
－ B 国で結婚する。
－ C 国に住所を持つ。
－ D 国で婚姻の有効性について訴えを提起する。

婚姻の成立（婚姻適齢）について
A 国の国際私法によると、各当事者の本国法による。
B 国の国際私法によると、各当事者の住所地法による。
C 国の国際私法によると、法廷地法による。
D 国の国際私法によると、各当事者の本国法による。

A 国の国際私法によれば A 国法が、また、B 国の国際私法によれば（ **C 国法** ）が、C 国の国際私法によれば（ **D 国法** ）が、D 国の国際私法によると（ **A 国法** ）が準拠法となる。このケースの準拠法は D 国の国際私法に従い決定されるが、それは（ **法廷地の国際私法が適用される** ）ためである。

準拠法国の国際私法に従い準拠法を決定することを（ **反致** ）と呼ぶが、D 国の国際私法に従い決定された準拠法国の国際私法によれば準拠法は（ **A 国法** ）となる。

問題 2　以下の文章内の空欄に適語を入れなさい。なお、同じ語が入る箇所もある。

ある外国の法が準拠法に指定されたが、調査しても、その内容が判明しないとき、裁判所はどうすべきであろうか。外国法を（ **事実** ）として捉えるならば、その内容を明らかにする責任は（ **当事者** ）が負い、明らかにできないならば、（ **その当事者は敗訴する** ）。これに対し、外国法を法として捉えるならば、その内容を解明する責任は（ **裁判官（裁判所でも可）** ）が負うが、調査しても、外国法の内容が分からないときは、（ **条理** ）に照らし裁判を行うというのが従来の多数説・判例である。

第 1 審と第 2 審が外国法の適用を誤ったとき、第 3 審に上告することが許されるであろうか。第 3 審は事実関係について審査しえない（ **法律審** ）であるため、外国法を（**事実** ）と捉えるならば、上告は許されない。

問題 3　以下の文章内の空欄に適語を入れなさい。なお、同じ語が入ってもよい。

X（日本人）は Y（米国人）と結婚したが、Y の不貞を理由に離婚を考えている。なお、結婚後、両人は米国で 10 年間、生活していたが、X は 1 年前に帰国し、それ以来、日本で生活している。他方、Y は、米国内で生活しているものとする。

(1)　X は我が国の裁判所に離婚を申し立てたとする。適用通則法第（ 27 ）条は第（ 25 ）条を準用しているが、同規定によれば、XY の離婚の準拠法は（ X と Y の最密接関係地法 ）となる。

↑

解説：X と Y の本国法および常居所地法は共通ではないため

(2)　XY には米国籍の子供 Z がおり、X は離婚と同時に、Z の親権者の決定を我が国の裁判所に求めたとする。両親の離婚の際の親権者の決定は離婚に関する問題と捉えると、第（ 27 ）条に従い決定されるが、親子間の法律関係に関する問題と捉えると、第（ 32 ）条に従い決定される。前者は、まず、（ 夫婦の共通本国法 ）を準拠法とし、それがないときは（ 夫婦の共通常居所地法 ）、それもないときは（ 夫婦の最密接関係地法 ）と、夫婦に着目し準拠法を指定するのに対し、後者は、まず、（ 親と子の本国法が同じときは子の本国法 ）を準拠法とし、それがないときは（ 子の常居所地法 ）と、子に重点を置いている。親権者の決定に際しては、（ 子の福祉 ）が尊重されなければならないため、準拠法も子を中心に決定されるべき、つまり、両親の離婚の際の親権者の決定は（ 親子間の法律関係 ）に関する問題と捉えるべきと考えるならば、本ケースにおける準拠法は（ 米国法　（Y と Z の共通本国法）　）となる。なお、これは準拠法の決定に際して子が重視されるだけであり、指定された準拠法の内容が実際に子の福祉にかなうとは（ 限らない ）。

指定された準拠法によれば、父のみが親権者になりうるとするとき、我が国の裁判所は（ 公序違反 ）を理由に、準拠法の適用を排除することができる。その根拠条文は（ 適用通則法第 42 条 ）である。このような場合、我が国の通説・判例によれば、（ 国内法（日本法または法廷地法でも可）　）が準拠法となる。

(3)　Y や Z の本国法の決定に際しては、米国内のどの地域の法を本国法とするか決定しなければならない。これは、（ 米国は地域ごとに法が異なる地域的不統一法国である ）ためである。
適用通則法第（ 38 ）条第（ 3 ）項によれば、Y と Z の本国法は米国の規則に従い決定されるが、米国にはそのような規則がないため、（ それぞれの最密接関係地法 ）が本国法となる。

(3)　Z が日本国籍と米国籍の双方を持つとする場合、第（ 38 ）条第（ 1 ）項（ 但書 ）によれば、（ 日本法 ）が Z の本国法となる。したがって、Z の親権者の決定に関する問題の準拠法は（ 日本法（Z と X の共通本国法である日本法）　）となる。